

## 自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案参照条文

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（保険金額）

第十三条 責任保険の保険金額は、政令で定める。

2 前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該政令の施行の際現に責任保険の契約が締結されている自動車についての責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

（責任保険の契約に関する規定等の準用）

第二十三条の三 第十二条から第十九条まで、第二十二條及び前条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「責任保険の契約」とあるのは「責任共済の契約」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「被保険者」とあるのは「被共済者」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「保険金等」とあるのは「共済金等」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、第十六条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条第一項」と、「第二十八条の四第一項を除き、以下」とあるのは「以下」と、第十六条の五第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第二項又は第三項」と、第十六条の六中「第十六条の四第三項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第三項」と、第十六条の七第二号及び第十六条の八第一項中「第十六条の四第一項から第三項まで」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の四第一項から第三項まで」と、第十六条の七第三号及び第十六条の八第一項中「第十六条の五第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の五第一項」と、第十六条の八第一項中「第十六条の六」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の六」と、「前条」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条の七」と、第十六条の八第二項及び第五項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁（農業協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条第一項に規定する行政庁とし、消費生活協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁とし、事業協同組合等に係るものを行う場合にあつては第二十七条の二第二項において読み替えて準用する第二十七条第一項に規定する行政庁とする。）」と、第十七条第一項中「第十六条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条第一項」と、第十八条中「第十六条第一項及び前条第一項」とあり、第十九条中「第十六条第一項及び第十七条第一項」とあるのは「第二十三条の三第一項において準用する第十六条第一項及び第十七条第一項」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）

（保険金額）

第二条 法第十三条第一項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 死亡した者

イ 死亡による損害（口に掲げる損害を除く。）につき

ロ 死亡に至るまでの傷害による損害につき

二 介護を要する後遺障害（傷害が治つたとき身体に存する障害をいう。以下同じ。）をもたらず傷害を受けた者

イ 別表第一に定める等級に該当する介護を要する後遺障害が二存する場合（同一の等級に該当する介護を要する後遺障害が二存する場合を含む。）における当該介護を要する後遺障害による損害（口に掲げる損害を除く。）

ロ 介護を要する後遺障害に至るまでの傷害による損害につき

イ 傷害を受けた者（前号に掲げる者を除く。）

ロ 別表第二に定める第五級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合における当該後遺障害による損害につき

ハ 別表第二に定める第八級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口に掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき

ニ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以

存する場合（ロ及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき

ホ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき

ヘ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が存する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき

法第十三条第一項の保険金額は、既に後遺障害のある者が傷害を受けたことによつて同一部位について後遺障害の程度を加重した場合における当

三千万円

百二十万円

以下同じ。）

当該介護を要する後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

百二十万円

該後遺障害による損害については、当該後遺障害の該当する別表第一又は別表第二に定める等級に應ずるこれらの表に定める金額から、既にあつた後遺障害の該当するこれらの表に定める等級に應ずるこれらの表に定める金額を控除した金額とする。

別表第二(第二条関係)

等級	後遺障害	保険金額
第八級 (略)	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 一手のおや指を含み二の手指を失つたもの又はおや指以外の三の手指を失つたもの 四 一手のおや指を含む三の手指の用を廃したものの又はおや指以外の四の手指の用を廃したもの 五 下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六 上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七 下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 上肢に偽関節を残すもの 九 下肢に偽関節を残すもの 十 一の足指の全部を失つたもの 十一 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	八百十九万 円 (略)
第十一級 (略)	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 七 脊柱に変形を残すもの 八 一手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの 九 一の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 十 胸腹部臓器に障害を残すもの	三百三十一 万円 (略)
第十三級 (略)	一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの	百三十九万 円 (略)

(略)	<p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 一手のこ指の用を廃したもの</p> <p>七 一手のおや指の指骨の部を失ったもの</p> <p>八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>	(略)
-----	--	-----

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。